

平成28年度貨物自動車運送事業の行政処分の概要について

標記の件について、「関東運輸局自動車運送事業安全監理室」から公表（関東運輸広報第1625号平成29年7月6日掲載）されました。

この中で違反事項の件数は指導監督・点呼・過労防止の3項目に集中しています。事業者や管理者の方には、行政処分を受けることのないよう、日頃から諸管理の徹底を図るとともに、事故防止に向けた運転者への指導監督をお願いします。

1. 行政処分件数

平成28年度における貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）に係る行政処分の件数をいい、当該年度以前に実施した監査等に係る行政処分を含む。したがって、監査等実施件数と行政処分件数は一致しない。

2. 用語の定義

(1) 監査の種類

① 特別監査

引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性にかんがみ、厳格な対応が必要と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査

② 一般監査

特別監査に該当しないものであって、法令違反の疑いがある等監査を行う必要があると認められる事業者に対して、重点事項を定めて法令遵守状況を確認する監査であり、以下の臨店、及び呼出に分類される

イ. 臨店監査

事業者の営業所等に立ち入って実施するもの

ロ. 呼出監査

臨店によらなくても支障がないと判断される場合に、当該事業者の代表者又は運行管理者等の責任者を運輸局又は運輸支局へ呼び出して実施するもの

(2) 公安委員会通報

都道府県公安委員会から、道路交通法第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議、同法第75条3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取、又は同法第108条の34の規定に基づく通知があったもの。

(3) 労働局通報

都県労働局長から、自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度に基づく通知があったもの。

1. 行政処分の推移

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	対前 年比
監査実施件数		1173	1036	1042	901	679	75.4%
行政処分件数		490	302	524	487	547	112.3%
処分 内容	許可の取消 (内 所在不明によるもの)	43 (42)	0 (0)	12 (12)	12 (12)	29 (28)	—
	事業停止	22	13	3	1	8	800.0%
	車両使用停止 (延使用停止日車数)	377 (32155)	249 (17650)	393 (20875)	395 (19275)	458 (20535)	115.9% (106.5%)
	文書警告	48	40	116	79	52	65.8%
内 過積載通報処分		15	11	22	22	11	50.0%

注 「内 過積載通報処分」は、公安委員会からの通報に基づき処分したものをいう。

2. 平成28年度の行政処分の概要

(1) 行政処分の内訳

監査等の種類		特別	一般 (臨店)	一般 (呼出)	計
監査実施件数		21	202	456	679
行政処分件数		10	354	183	547
処分内容	許可の取消	0	17	12	29
	事業停止	1	6	1	8
	車両使用停止 (延使用停止日車数)	9 (455)	294 (15170)	155 (4910)	458 (20535)
	文書警告	0	37	15	52

(2) 監査の選定理由

選定理由項目	件数
適正化実施機関	84
重大事故(第1当)	66
悪質違反(飲酒・ひき逃げ・無免許・無車検等)	37
公安委員会通報(過積載)	9
労働局通報	31
事故報告等	1
苦情・法令違反の疑義等	27
改善未実施	3
フォローアップ	414
社会的影響等	7
計	679

注 「適正化実施機関」は、適正化実施機関と連携し、適正化巡回指導の評価結果等を踏まえ実施したものである。

(3) 行政処分に係る違反事項(過積載を除く)

① 許認可(事業計画)等関係

違反事項	件数
事業計画認可事項	154
事業の健全な発達を阻害する競争(社会保険等未加入)	102
報告義務	71
事業計画届出事項	85
表示・掲示等	4
届出事項(住所変更等)	5
名義貸し	1
計	422

注 ①及び②ともに、複数の違反事項がある事業者は、全ての事項に計上している。

② 輸送の安全確保関係

違反事項	件数
指導監督	914
点呼	729
過労防止	550
運行管理	156
乗務記録	115
定期点検	177
整備管理	112
運行記録計による記録	56
運行指示書による指示等	20
Nox・PM 法違反・不正改造等	5
運転者台帳	9
事故の記録・報告	9
無車検運行	4
計	2856

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821